

「(仮称)若狭嶺南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する環境大臣意見

本事業は、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、福井県大飯郡高浜町及び大飯郡おおい町において、最大で総出力75,600kWの風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

一方、本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在する。

また、想定区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカの生息が確認されている。また、想定区域の周辺は、ハチクマ等の猛禽類の主要な渡り経路、ガンカモ類等の渡り経路及びコウノトリの渡り経路となっている可能性がある。

さらに、想定区域及びその周辺は、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地、林野庁の山地災害危険地区調査要領（平成18年7月林野庁）に基づく山地災害危険地区及び福井県が公表している土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 . 各論

(1) 騒音に係る環境影響

想定区域の周辺には、住居等が存在することから、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

想定区域の周辺には、住居等が存在することから、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺には、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているクマタカの生息が確認されているほか、想定区域の周辺は、ハチクマ等の猛禽類の主要な渡り経路、ガンカモ類等の渡り経路及びコウノトリの渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、砂防法に基づく砂防指定地、林野庁の山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区及び福井県が公表している土砂災害危険箇所等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河

川・沢筋等の自然環境への影響に関する適切な調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたチャボガヤ・ケヤキ群集等の植生、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された保安林が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(6) 景観に対する影響

想定区域の周辺には、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定された若狭湾国定公園が位置しており、本事業の実施により、当該公園内に位置する西三松園地等からの眺望景観への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により、主要な眺望点、利用施設からの眺望の特性及び利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。特に、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（平成25年3月環境省）を参考に、当該公園内の主要な眺望点からの眺望景観の著しい妨げとなる風力発電設備の配置等を回避すること。

さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、当該公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関及び地域住民等の意見を踏まえること。